

改正農地法第52条の規定による情報の提供について

農業委員会が農地の借賃等の動向その他の情報の提供等を行うことが法律上明記されました（改正農地法第52条）ので、地域の実勢の賃借料の情報を提供します。

砂川市賃借料情報

平成21年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

平成22年12月

砂川市農業委員会



1 田（水稻）の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
砂川市全域	13,400円	15,000円 (17,000円)	11,700円 (12,000円)	24	

2 畑（普通畑）の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
砂川市全域	2,400円	2,400円	2,400円	3	牧草

3 畑（玉葱畑）の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
砂川市全域	20,000円	20,000円	20,000円	2	

* 1 データ数は、集計に用いた筆数である。

* 2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

* 3 「田（水稻）の部」表中、（ ）内は、水張り単価が示されているものの内、最高額、最低額である。

農地の参考賃借料

法律に基づくことなく、砂川市農業委員会が自主的に設定したものです。砂川市内の農地の賃貸借の際に参考にしてください。

なお、農地法の改正により廃止された標準小作料（平成20年2月告示）と同額で、本年2月に見直す予定です。賃借料等に変更がありましたらお知らせします。

◇ 砂川市参考賃借料（10aあたり）、平成21年12月設定・提示 ◇

農地の区分		参考賃借料	基準収量		備考
田の部	上 田	15,000円	玄米	520 k g	
	中 田	13,000円	玄米	510 k g	
	下 田	8,000円	玄米	470 k g	
畑の部	上 畑	5,000円	そば	70 k g	
	中 畑	4,000円	そば	63 k g	
	下 畑	2,000円	牧草	700 k g	
	たまねぎ畑	20,000円	たまねぎ	5,083 k g	